

1 公共施設
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（政令第249号）（国土交通省）

2 民間事業者が計画の認定を申請することができる
法第七條第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとすることとした。ただし、当該拠点施設の整備に関する事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の拠点施設の整備に関する事業で次に掲げるいずれにも該当するものが施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの拠点施設の整備に関する事業の事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・二五ヘクタールとすることとした。（第二條關係）

3 認定事業者が都市計画の決定等を提案することができ都市施設
法第一六條第一項第四号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする（第三條關係）
（一）道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
（二）公園、緑地、広場その他の公共空地

（一）広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものであること。
（二）基本方針のうち法第四條第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る法第五條第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。
（三）都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること。

（三）水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
（四）河川、運河その他の水路
（五）学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
（六）病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
（七）防水、防砂又は防潮の施設

4 この政令は、法の施行の日（平成十九年八月六日）から施行することとした。

政 令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年八月三日

内閣総理大臣 安倍 晋二

政令第233号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令
内閣は、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五條の二第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。
第五條の五中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号から第四十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。
四十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三條第一項又は第二項に規定する罪

附 則

（施行期日）
1 この政令は、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（次項において「放射線発散処罰法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下「新令」という。）の規定の適用については、放射線発散処罰法附則第五條の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第七十六條の二（放射線発散処罰法附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪及び放射線発散処罰法附則第六條の規定による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第五十一條第一項から第三項まで（放射線発散処罰法附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第五條の五第四十五号に掲げる罪とみなす。

信託法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年八月三日

内閣総理大臣 安倍 晋二

政令第231号

信託法の施行期日を定める政令
内閣は、信託法（平成十八年法律第八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
信託法の施行期日は、平成十九年九月三十日とする。

法務大臣 長勢 甚遠
内閣総理大臣 安倍 晋二